

山梨県警察運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）実施要領の制定について

〔 令和 5 年 1 2 月 7 日 〕
〔 例規甲（免講）第 6 2 号 〕

山梨県警察運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）実施要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 3 2 の 2 第 1 項第 3 号ロに掲げる基準に適合するものとして同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）（以下「高齢者講習同等課程」という。）の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 高齢者講習同等課程の実施機関

高齢者講習同等課程は、運転免許取得者等教育の実施機関として指定を受けた者（以下「認定教育機関」という。）が行うものとする。

第 3 高齢者講習同等課程指導員

- 1 認定教育機関は、高齢者講習同等課程に従事する者（以下「高齢者講習同等課程指導員」という。）について、その者の住所、氏名及び高齢者講習同等課程指導員の資格要件（別表第 1）を満たすことを証する書面を、高齢者講習同等課程指導員確認届出書（第 1 号様式。2 において「確認届出書」という。）に添付し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を経由して山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。
- 2 交通部運転免許課長（第 9 において「運転免許課長」という。）は、確認届出書により高齢者講習同等課程指導員としての資格要件を満たすことを確認したときは、高齢者講習同等課程指導員確認名簿（第 2 号様式）に登載するとともに、その旨を記載した確認届出書の写しにより認定教育機関に通知するものとする。
- 3 認定教育機関は、高齢者講習同等課程指導員が資格要件を欠いたときは、高齢者講習同等課程指導員資格喪失届出書（第 3 号様式）により運転免許課を経由して、公安委員会に速報するものとする。

第 4 高齢者講習同等課程の対象者

- 1 高齢者講習同等課程の対象者（第 6 の 6 において「講習対象者」という。）は、次に掲げる者とし、受講期間は、それぞれに掲げる期間とする。
 - (1) 法第 1 0 1 条の 4 に規定する免許証の有効期限の更新を受けようとする者のうち、更新期間満了日における年齢が 7 0 歳以上のもの 更新期間満了日前 6 月以内
 - (2) 法第 1 0 1 条の 2 の規定により更新期間前に更新申請しようとする者のうち、

申請日における年齢が70歳以上のもの 法第101条の2に規定する更新期間前における免許証の更新を申請する日前6月以内

- (3) 法第97条の2第1項第3号に規定する運転免許試験の免除を受けようとする者（第7の7（4）エにおいて「特定失効対象者」という。）のうち、法第89条に規定する免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上のもの 申請書提出日前1年以内
- (4) 法第101条の2の2の規定により更新申請を希望する者（第6の5（2）及び第7の7（4）ウにおいて「特例優良高齢運転者」という。）のうち、更新期間満了日における年齢が70歳以上のもの 更新期間満了日の直前のその者の誕生日前1月以内
- (5) 法第101条の7第5項に規定する臨時高齢者講習対象者通知を受けてから1月を超えることとなるまで

2 高齢者講習同等課程を受講する必要がない者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第108条の2第2項の規定により公安委員会が行う講習のうち、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に規定する基準に適合する講習を更新期間満了日前6月以内に終了している者
- (2) 法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習を更新期間満了日前6月以内に終了している者

第5 高齢者講習同等課程の通知

高齢者講習同等課程の通知は、高齢者講習実施要領（令和4年4月5日付け、例規甲（免講）第4号）で定める高齢者講習通知書（第6の1及び5において「通知書」という。）により行うものとする。

第6 高齢者講習同等課程の手続

- 1 高齢者講習同等課程の受講申請は、通知書を受けた者が認定教育機関に対して運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）受講申請書（第4号様式。6において「受講申請書」という。）により行うものとする。

なお、県外に住所がある者についても受講申請を行うことができるものとする。

- 2 認定教育機関は、高齢者講習同等課程の受講申請を受けたときは、受講希望日、更新期間満了日等を考慮し運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）予約受理簿（第5号様式）により、講習実施日を指定するものとする。
- 3 認定教育機関は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の2の6に規定する臨時高齢者講習通知書を受けた者から受講申請を受けたときは通知を受けてから1月を超えることとなるまでに受講しなければならないことから、速やかな受講が可能となるよう配慮するものとする。
- 4 高齢者講習同等課程の受講申請時に、更新期間満了日の間際又は失効日から6月

が経過する日の間際の場合は、期間内に受講できるよう配慮するものとする。

- 5 高齢者講習同等課程の受講申請の受理に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 通知書、運転免許証等による人定の確認
 - (2) 特例優良高齢運転者については、通知書、運転免許証等による人定確認及び更新連絡書（別に定める免許証の更新予定者に送付する書面をいう。）での優良運転者（経由申請可能者）の確認
 - (3) 身体障害者及びやむを得ない事情がある者が車両の持込みをする場合の車両点検及び保険契約の確認
- 6 認定教育機関は、講習対象者から法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）の返納の申し出があった場合は、実車による指導を除く1時間以上の講習を受講させるものとし、受講申請書の備考欄にその旨を記載するものとする。

第7 高齢者講習同等課程の実施

1 講習時間

講習時間は、2時間以上（普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者並びに法第97条の2第1項第3号イ及び法第101条の4第3項の政令で定める基準に該当する者（6（2）において「運転技能検査対象者」という。）に対する講習は、実車による指導を除く1時間以上）とすること。

2 学級編成及び講習指導員

- (1) 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。
- (2) 運転適性検査器材による指導は、高齢者講習同等課程指導員1人につき5人まで担当することができるものとする。
- (3) 実車による指導は、高齢者講習同等課程指導員1人につき5人まで担当することができるものとするが、受講者1人当たりの実車による指導の時間を少なくともおおむね20分間確保しなければならないものとする。

3 講習は、別表第2に準拠し、本県の実態に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がるような内容で実施すること。

4 教本及び視聴覚教材

(1) 教本

ア 高齢者講習同等課程で使用する教本は、次の内容について正確にまとめられたものとする。

- (ア) 最近における道路交通法令の改正の概要
- (イ) 最新の車両技術の活用方法及び使用時の注意事項
- (ウ) 交通公害及び地球温暖化の防止等
- (エ) 安全な運転に必要な実践的な知識

- (ハ) 高齢運転者の安全に関する知識（高齢運転者の運転特性）
- (カ) 飲酒運転の根絶
- (キ) 事故時の対応と応急救護処置
- (ク) 高齢運転者と免許制度
- (ケ) 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号。ただし、第2章及び第3章を除く。）

イ 教本の冊数については原則として1冊とし、講習終了後も内容を確認できるよう、分かりやすく使い勝手の良いものとする。

(2) 資料

山梨県における道路交通の現状及び交通事故実態等実情に応じた内容を記載した資料を活用するものとする。

(3) 視聴覚教材

加齢に伴う身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があること及び安全運転の必要性を理解させる内容のものとする。また、プロジェクター等の投影器材に加え、又はこれらに代えてテレビ、DVDプレーヤー等の適切な視聴覚器材を備え付けること。

5 運転適性指導

(1) 運転適性指導は、次の運転適性検査器材を備えて行うものとする。

ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

(2) 検査結果は、実車指導のない者にあつては検査終了後、実車指導のある者にあつては実車指導の結果と合わせて受講者の身体機能の状態を認識させ、それに応じた安全運転を行うよう個別指導を行った後に、受講者に交付するものとする。

なお、検査結果に基づく指導については、講義の時間に行っても差し支えないものとする。

6 実車指導

(1) 実車指導は、警察庁が示す運転技能検査等指導要領に従い行うこと。

(2) 実車指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外のものに対して実施するものとする。

(3) 実車指導は、原則としてコースにおいて実施すること。ただし、受講者の体調又は降雪等の悪天候により、コースでの実車指導が困難な場合は、代替措置として運転シミュレーターを使用するものとし、あらかじめ降雪等により実車指導が困難であることが想定される場合は、原則として講習日を変更して実施するものとする。

とする。

(4) 実車指導は、普通自動車を使用し、講習中である旨を標示する標識を見やすい位置に掲示すること。また、受講者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受講者からの申し出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えないものとする。

(5) 実車指導は、次に掲げる事項について留意の上、ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うこととし、受講者個人ごとに運転評価票（高齢者講習用）（第6号様式）を作成し、安全指導に活用すること。また、受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うこととする。

ア 課題については、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」等を実施すること。

イ 課題の実施前に、受講者に対し、その実施要領等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

ウ 課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に説明することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が当該不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

エ 順番待ち中の受講者に対しては、認定教育機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、運転適性検査器材による検査又は当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。

オ 受講者の中には、身体的機能に個人差が見られたり、ペーパードライバーの者もいることから、講習中の事故防止に万全を期すよう特段の配慮をすること。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するものとする。

7 高齢者講習同等課程終了証明書の交付

(1) 認定教育機関は、高齢者講習同等課程終了者に対し、運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書（第7号様式。以下「終了証明書」という。）を交付

するものとする。

なお、受講者から運転評価票の交付を求められたときは、写しを交付するものとする。

- (2) 終了証明書には、暦年ごとの一連番号（四桁）に、認定教育機関ごとに指定する番号2桁を冠し記載するものとする。また、普通自動車対応免許を返納予定の者については、備考欄にその旨を記載するものとする。
- (3) 認定教育機関は、終了証明書の保管及び管理を確実に行うとともに、運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書交付簿（第8号様式。第8において「交付簿」という。）により交付状況を明らかにしておくものとし、終了証明書の写しを作成して、保管しておくものとする。
- (4) 認定教育機関は、終了証明書を交付する際は、次の事項について教示するものとする。

ア 更新及び免許申請時に終了証明書を持参すべきこと及び持参しない場合は更新及び免許申請の手続ができないこと。

イ 法第101条の3第1項及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第37条の6の規定により更新時講習が免除されること。

ウ 特例優良高齢運転者は、運転免許課及び運転免許課都留分室において更新手続ができること。

エ 受講済の特定失効対象者は、運転免許課又は運転免許課都留分室で免許申請手続を行うこと。

第8 実施結果の報告

認定教育機関は、高齢者講習同等課程の実施結果について、運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）実施結果報告書（第9号様式）に交付簿の写しを添え、運転免許課を経由して公安委員会に報告するものとする。

第9 指導、監督等

運転免許課長は、認定教育機関が高齢者講習同等課程を適正かつ確実にを行うよう指導監督するとともに、必要な報告を求め、高齢者講習同等課程指導員の技能及び知識の向上に資するため、研修を行うことができる。

第10 書類及び備付簿冊の保存期間

- 1 運転免許課に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
高齢者講習同等課程指導員確認届出書（第1号様式）	資格を喪失するまで
高齢者講習同等課程指導員確認名簿（第2号様式）	30年
高齢者講習同等課程指導員資格喪失届出書(第3号様式)	1年

運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）実施結果報告書（第9号様式）	1年
-----------------------------------	----

2 認定教育機関に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）受講申請書（第4号様式）	1年
運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）予約受理簿（第5号様式）	1年
運転評価票（高齢者講習用）（第6号様式）	3年
運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書（第7号様式）（写し）	1年
運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書交付簿（第8号様式）	3年

別表第1

高齢者講習同等課程指導員の資格要件

- 1 21歳以上の者であること。
- 2 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。）であること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため、法第108条の2第1項に規定する講習を実施する運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者
 - (2) 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（(2)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 性格等に関する運転適性検査の積極的な活用について（平成31年3月27日付け、警察庁丙運発第11号・丙交企発第50号）に定める運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - イ 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
 - (2) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
 - イ 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- 5 次のいずれかに該当する者であること。ただし、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）が施行された令和4年5月13日より前に（1）に該当し、又は令和4年3月31日以前に（2）に該当した者については、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）附則第5条に規定する高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして公安委員会が指定する研修を受けていなければならない。

なお、当該研修としては、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習を指定すること。

 - (1) 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
 - (2) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）を終了した者

第1号様式

高齢者講習同等課程指導員確認届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

認定教育機関
管 理 者

次の者を、高齢者講習同等課程指導員として確認されたく届出いたします。

記

確認を受けようとする者	本 籍				
	住 所				
	氏 名			年 月 日生 (歳)	
	現 有 資 格	教習指導員資格者証交付日	普 通	年 月 日	
			普 自 二 大 自 二	年 月 日 年 月 日	
	運転適性検査・指導者資格者証交付日	年 月 日			
	準運転適性 高齢者講習 指導員課程終了証交付日	年 月 日 年 月 日			
備 考					

注 現有資格を証する書面、運転免許証、住民票の写し、履歴書及び運転記録証明書を添付すること。

第3号様式

高齢者講習同等課程指導員資格喪失届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

認定教育機関
管 理 者

次の者は、高齢者講習同等課程指導員としての資格要件を喪失又は高齢者講習同等課程に従事しなくなったので届出いたします。

記

本 籍		
住 所		
氏 名		年 月 日生 (歳)
資 格 喪 失 の 事 由		
従事しなくなった 事 由		
備 考		

注 従事しなくなった事由は、退職等の具体的理由をいう。

運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）受講申請書

年 月 日

認定教育機関名

殿

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生(歳)
電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の32の2第1項第3号ロに規定する講習の受講を申請します。

講習の区分	75歳未満の講習																	
	75歳以上(運転技能検査受検済)の講習																	
	75歳以上(運転技能検査該当無)の講習																	
	臨時高齢者講習																	
交付公安委員会	公安委員会交付										免許証 の 効 力	有 効 失 効	年 月 日まで有効			年 月 日失効		
	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 号																	
取得免許の種類	第一 種 免 許	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	第二 種 免 許	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二	
		備考欄																

備考

備考

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習の区分」欄は、該当する講習の区分に○印を付すこと。
- 3 「免許証の効力」欄は、有効又は失効に○印を付し、有効期間又は失効年月日を記載すること。
- 4 75歳以上の受講者については、認知機能検査又は運転技能検査を受けていることを確認すること。
- 5 普通自動車対応免許を返納予定の者については、備考欄にその旨を記載すること。

第5号様式

運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）予約受理簿

番号	氏名 (年齢)	住所 (電話番号等連絡先)	講習実施日	月 日 (曜日)		備考		
				保有免許別	講習区分		受講希望車種	
							希望車種	持込み
	年 月 日生(歳)	電話	有効・失効	・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時				
	年 月 日生(歳)	電話	有効・失効	・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時				
	年 月 日生(歳)	電話	有効・失効	・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時				
	年 月 日生(歳)	電話	有効・失効	・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時				
	年 月 日生(歳)	電話	有効・失効	・75歳未満 ・75歳以上(実車有) ・75歳以上(実車免除) ・75歳以上(実車無) ・臨時				

運転評価票 (高齢者講習用)

評価日 年 月 日	受講者	指導員
--------------------	-----	-----

実施回数		課題	不履行の評価項目		
1回目	2回目		1回目	2回目	
		指示速度による走行	課題速度不履行		
		一時停止	一時不停止 (小)		
			一時不停止 (大)		
		右折	脱輪		
			右側通行 (小)		
			右側通行 (大)		
		左折	脱輪		
			右側通行 (小)		
			右側通行 (大)		
		信号通過	信号無視 (小)		
			信号無視 (大)		
		段差乗り上げ	乗り上げ不適		
補助ブレーキ等					
<input type="checkbox"/> 時間超過 <input type="checkbox"/> 指示違反 <input type="checkbox"/> 事故					

- 実車による指導の中止
- 普通自動車を運転することができる第二種免許保有

(メモ)

(裏)

フリガナ		
氏名		
生年月日	大正 昭和	年 月 日 (歳)

日ごろ車を運転 していますか	<input type="checkbox"/> 最近3年ぐらい(前回の免許証更新時以降)は運転をしていない <input type="checkbox"/> 最近3年ぐらい(前回の免許証更新時以降)の間に運転をしている <input type="checkbox"/> 分からない
-------------------	---

《車を運転する前の事前説明》

これから、一時停止や信号通過など、いくつかの課題を行っていただきます。それぞれの課題を走行するときだけでなく、全体を通して法令を守った安全な走行を行ってください。

- 1 走行速度を指示された区間では、指示された速度のプラス・マイナス10キロメートル毎時以内で走行してください。
- 2 一時停止の標識がある場合は、必ず停止線の手前で完全に停止してください。ブレーキペダルを踏むだけではなく、車を完全に停止させる必要があります。停止した際には、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 3 右折や左折をする際には、車の一部であっても反対車線に入ってしまうことのないようにしてください。
- 4 信号は必ず守ってください。赤信号のときは、停止線の手前で完全に停止してください。この際も、車の先端が少しでも停止線を越えてしまうことのないようにしてください。
- 5 段差乗り上げは、アクセルペダルを踏んで段差に乗り上げた後、すぐにブレーキペダルに踏み換えて停止していただく課題です。
段差乗り上げの際には、段差に乗り上げたらずちにブレーキペダルを踏んで停止してください。
- 6 他の車などに衝突の危険がある場合には、指導員が補助ブレーキを踏むことなどがあります。

そのような交通事故の危険が発生しないよう、課題を走行するときだ

第7号様式

第

--	--

 ー

--	--	--	--

 号

運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書

住	所			
氏	名		生年月日	年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項第3号ロに掲げる基準に適合するものとして同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程を終了した者であることを証明する。

実車指導の有無	有 • 無
---------	---

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印

備 考

※ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導を含む講習を受講した場合には実車指導の有無欄の「有」を、当該指導を含まない講習を受講した場合には実車指導の有無欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。

第8号様式

運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書交付簿

認定教育機関名（ ）

交付番号	講習日 年月日	氏名 (年月日)	住所	性別	免許証番号	講習区分	指導員名
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳未満 ・75歳以上（実車有） ・75歳以上（実車免除） ・75歳以上（実車無） ・臨時 	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳未満 ・75歳以上（実車有） ・75歳以上（実車免除） ・75歳以上（実車無） ・臨時 	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳未満 ・75歳以上（実車有） ・75歳以上（実車免除） ・75歳以上（実車無） ・臨時 	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳未満 ・75歳以上（実車有） ・75歳以上（実車免除） ・75歳以上（実車無） ・臨時 	
		年 月 日生		男・女	有効・失効	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳未満 ・75歳以上（実車有） ・75歳以上（実車免除） ・75歳以上（実車無） ・臨時 	

備考 普通自動車対応免許を返納予定の者については、余白にその旨を記載すること。

運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）実施結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

認定教育機関名

管理者名

次の者について、道路交通法第108条の32の2第1項第3号ロに規定する講習を次のとおり実施したので報告する。

記

1 実施月日

月	日	午前	受講者	計	名	指導員	ほか	名
		午後	受講者	計	名	指導員	ほか	名
合計		実施	回	受講者	名	指導員		名

(内訳)

75歳未満	の講習	名（うち実車なし	名）
75歳以上（運転技能検査無）	の講習	名（うち実車なし	名）
75歳以上（運転技能検査済）	の講習	名	
臨時高齢者	講習	名（うち実車なし	名）

2 受講者

別添「運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書交付簿」の写しのとおり

3 その他特記事項